

## 第13 民事執行法の改正の現状と課題

### 1 民事執行法の改正について

現行の民事執行法は、2003（平成15）年及び2004（平成16）年に社会・経済情勢の変化への対応と権利実現の実効性を高める観点などから大幅な改正が行われた。その後、15年近く運用がされてきたが、2016（平成28）年9月の法制審議会において、法務大臣より、民事執行法制の見直しに関する諮問がなされたのを機に、法制審において民事執行法部会が設置され、議論が進められてきた。現在、以下の項目についての改正を内容とする中間試案がとりまとめられたところである。

### 2 債務者財産の開示制度の実効性の向上

#### (1) 財産開示手続の実施要件等の見直し

##### ア 中間試案の概要

現行法では、手続申立てに必要なとされる債務名義からは、仮執行宣言付判決、支払督促及び執行証書は除かれているところ、これを拡大して金銭債権についての強制執行申立てに必要な債務名義であれば、その種類を問わず、財産開示手続の申立てを可能とする案となっている。

また、手続において、開示義務者が正当な理由なく期日に出頭しなかったり、出頭、宣誓をしても虚偽の陳述をした場合などの手続違背の場合、現行法では、30万円以下の過料という制裁が設けられている（民事執行法206条1項）が、これを強化するという案となっている。

##### イ 中間試案についての考え方

財産開示制度は、2003（平成15）年改正より導入された制度であるが、実効的に運用されているとは言い難い状況で、弁護士の反応も手続の利用について消極的な意見が多く、今一つといったところである。実際、申立て件数も2010（平成22）年に1200件を超えたのを最後に徐々に減少し、2014（平成26）年は929件となっているとのことである。

私人である債権者にとって、相手方債務者の財産情報を得ることは必ずしも容易ではない。このため、せっかくながら苦労して債務名義を取得したにも関わらずその権利実現が十分に図れないと、司法制度に対する国民の信頼も低下しかねない。債権者の権利実現を十分なものとすべく、このような執行法改正にも積極的に提言をしていくべきと考えられる。

#### (2) 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

##### ア 中間試案の概要

債権者からの申立てにより、執行裁判所が債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新設する案が出されている。

具体的な内容として、金融機関から債務者の預貯金に関する情報（預貯金の有無、額、種類、取扱店舗）を取得するもの、一定の公的機関から、債務者の給与債権に関する情報（勤務先の名称、所在地）を取得できるようにするもの、となっている。

申立てに必要な債務名義の種類その他の実施要件は、基本的に財産開示と同じとされている。

本手続と財産開示手続との先後関係も示されているが、財産開示の前置を必要とする甲案とこれを要しないとする乙案が示されている。

過去の一定期間内に本手続で同一の第三者から情報取得した場合でも、再実施は制限されない。

この他、情報提供を求められた第三者が回答に要する費用請求ができること、情報提供を受けた債権者は、当該情報の目的外利用を禁じられ、違反者に対する罰則を設けるとの規定などが盛り込まれている。

##### イ 中間試案についての考え方

債権者にとって、権利実現のための執行の場面において、債務者財産を覚知し、実行性のある強制執行を実現するのは現状では容易ではないと言わざるを得ない。預金債権などは、差押えによる実効的な回収につながる財産であるところ、2011（平成23）年の最高裁決定により差押えのためには金融機関の支店特定が必要とされたが、現実にはその把握は必ずしも容易ではない。この点、弁護士法23条照会の手続によって回答する金融機関も現在は複数存在するが、債権者の側から見た場合、費用の面等からこれを積極的に活用できる債権者ばかりとも限らない。

債権者の権利実現のためには、これを可能とする手段は複数用意され、債権者はこれを適宜選択して利用できることが望ましいと考えられ、このような第三者照会の制度についても積極的に議論、検討がなされるべく提言をしていく必要がある。

### 3 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する者）等の買受けを制限し、執行裁判所にはこれに該当する者への売却不許可決定をしなければならないとしている。また、執行裁判所は原則として売却不許可決定のための警察照会をするものとし、買受けの申し出をしようとする者についても、自己が暴力団員等でないことなどを宣誓の上陳述することとし、虚偽陳述には制裁が科せられることとなっている。

現在、官民を挙げて暴力団排除の取組みが推進されており、このような手続導入を通じ暴力団への不動産供給源を断つという意義があり、このような制度の導入には積極的な議論がなされるべきである。

### 4 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

子の引渡しの強制執行においては、直接的な強制執行の規律を明確化（執行官が主体となることなど）することとされ、直接的な強制執行の申立てにあたっては、間接強制を前置するものとし、直接的な強制執行の実施にあたっては、子が債務者と共にいることを原則とすることなどを定めている。

今まで明文の規定のないところであり、子の引渡しを命ずる裁判の実効性確保の観点から制度の整備を進めるべきであるが、子の福祉への配慮の観点、ハーグ条約実施法との異同も踏まえた検討、議論がなされるべきである。

### 5 その他の改正事項

取立権の不行使の場合について、差押債権者は、取立権が発生した日から2年を経過した時は、執行裁判所に対し、取立届または支払いを受けていない旨の届出をしなければならず、当該届出義務が生じた日から2週間を経過しても当該届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができるとする案などが出されている。

また、現行法（152条1項各号）の差押禁止債権の範囲を見直すこと、取立権の発生時期の見直しについて引き続き検討するものとされている。